

## 「福祉事業所の農作業を考える」

～インクルーシブな地域づくり研究会～

(参考資料)

# 農福連携による障がい者の自立支援と 障害福祉行政の最新情報

平成28年2月20日(土)

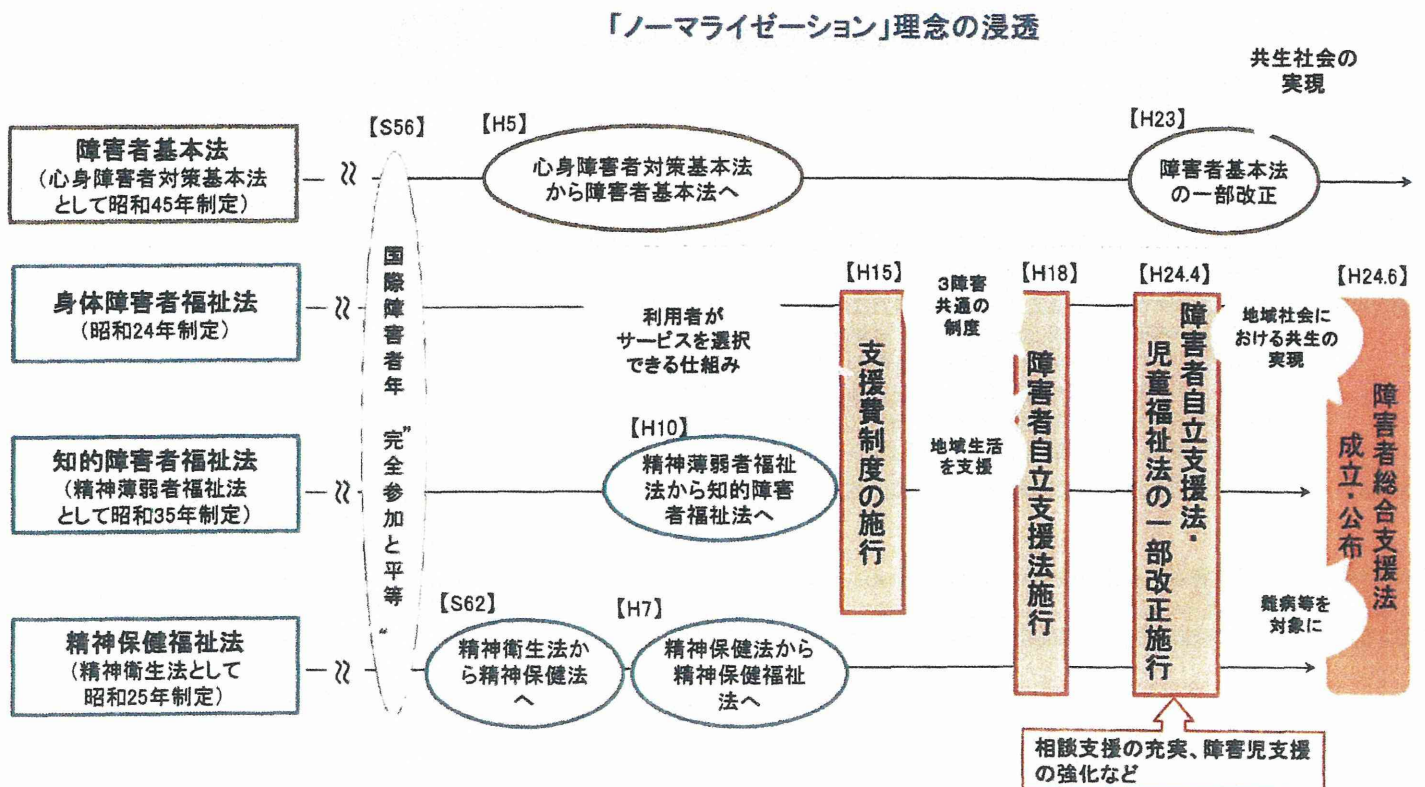
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
自立支援振興室

## 目 次

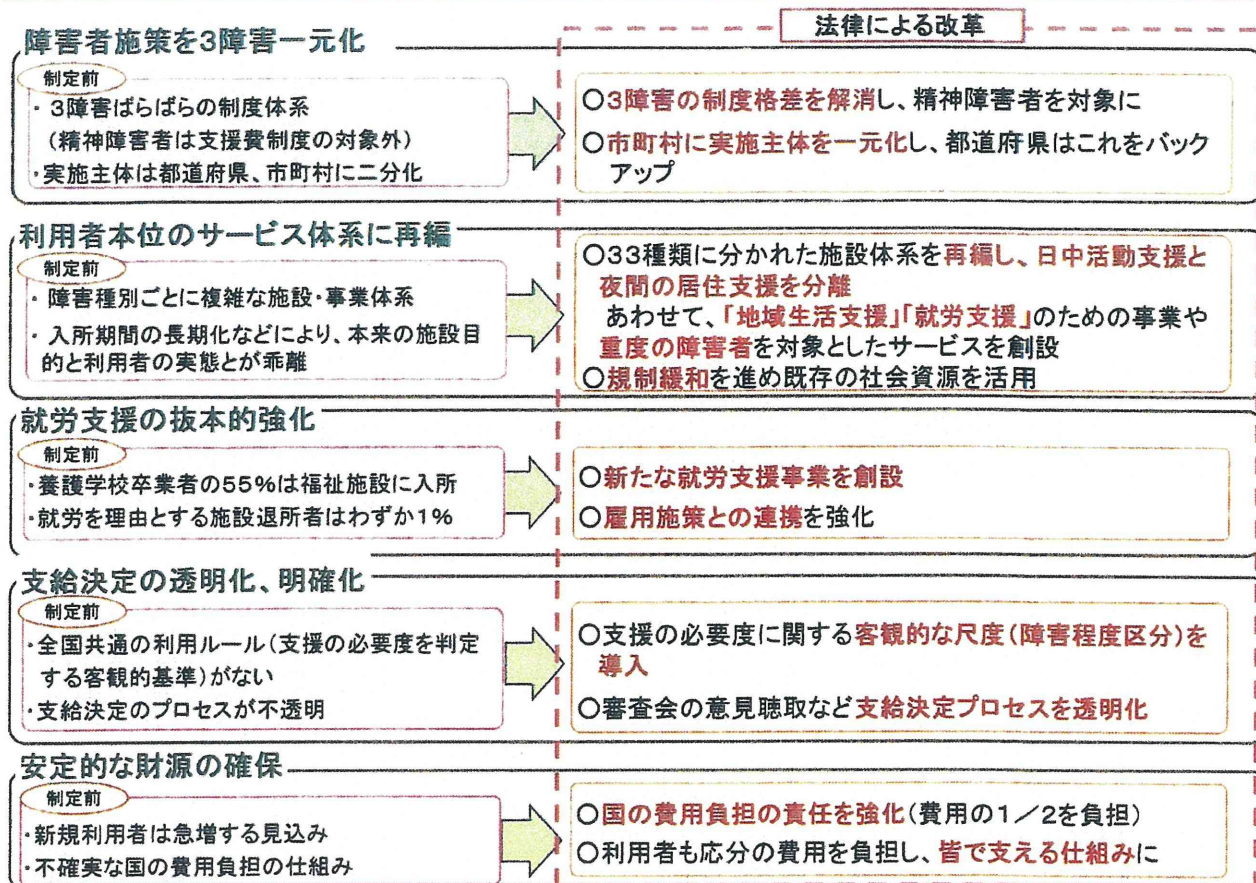
I	障害保健福祉施策のこれまでの経緯	2
II	障害保健福祉施策の現状	8
III	平成27年度報酬改定	21
IV	障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し	25
V	農福連携について	30

# I 障害保健福祉施策のこれまでの経緯

## 障害保健福祉施策の歴史



# 「障害者自立支援法」(H18)のポイント



自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

## 障害保健福祉施策の近年の経緯

	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
平成17年		4月:「発達障害者支援法」の施行
平成18年	4月:「障害者自立支援法」の一部施行(同年10月に完全施行) 12月:法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置)	4月:「障害者雇用促進法改正法」の施行 10月:「精神保健福祉法」の施行 12月:国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
平成19年	12月:障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進)	9月:「障害者権利条約」へ署名 11月:「身体障害者補助犬法改正法」の成立 (平成20年10月に施行)
平成20年	12月:社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	12月:「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成21年4月に施行(一部、段階施行あり))
平成21年	3月:「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月の衆議院解散に伴い廃案) 9月:連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	
平成22年	1月:厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始 4月:低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 6月:「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定) 12月:「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成24年4月に完全施行)	
平成23年	8月:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	6月:「障害者虐待防止法」(議員立法)が成立 (平成24年10月に施行) 7月:「障害者基本法改正法」が成立(同年8月に施行)
平成24年	6月:「障害者総合支援法」が成立(平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行)	6月:「障害者優先調達推進法」(議員立法)が成立 (平成25年4月に施行)
平成25年	4月:基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行	6月:「精神保健福祉法改正法」が成立 (平成26年4月(一部、平成28年4月)に施行予定) 「障害者差別解消法」が成立 (平成28年4月に施行予定) 「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成28年4月(一部、平成30年4月)に施行予定)
平成26年	4月:障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行	1月:「障害者権利条約」を批准

# 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障がい者制度改革推進会議  
第35回(H23.9.26)資料2

## 障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

### I. 障害者総合福祉法の骨格提言

#### 1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

#### 2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

#### 3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

### II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

#### 1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

#### 2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

#### 3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

#### 4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

#### 4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

#### 5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

#### 6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10か年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

#### 7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

#### 8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

#### 9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

#### 10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

### III. 関連する他の法律や分野との関係

#### 1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

#### 2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

#### 3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

## 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

### 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

### 2. 概要

#### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

#### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

#### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

#### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

#### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

#### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本方針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

### 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)

### 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講ずるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方  
※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の参画を促し、反映させる措置を講ずる。

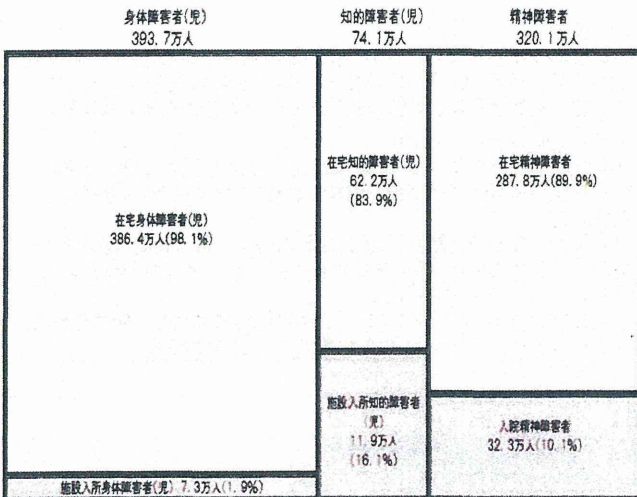
## Ⅱ 障害保健福祉施策の現状

### 障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

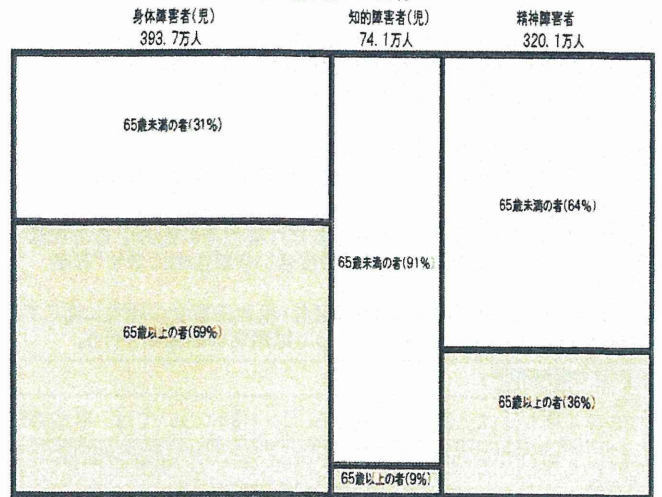
#### (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち在宅 736.4万人(93.5%)  
 うち施設入所 51.5万人(6.5%)



#### (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち65歳未満 50%  
 うち65歳以上 50%



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

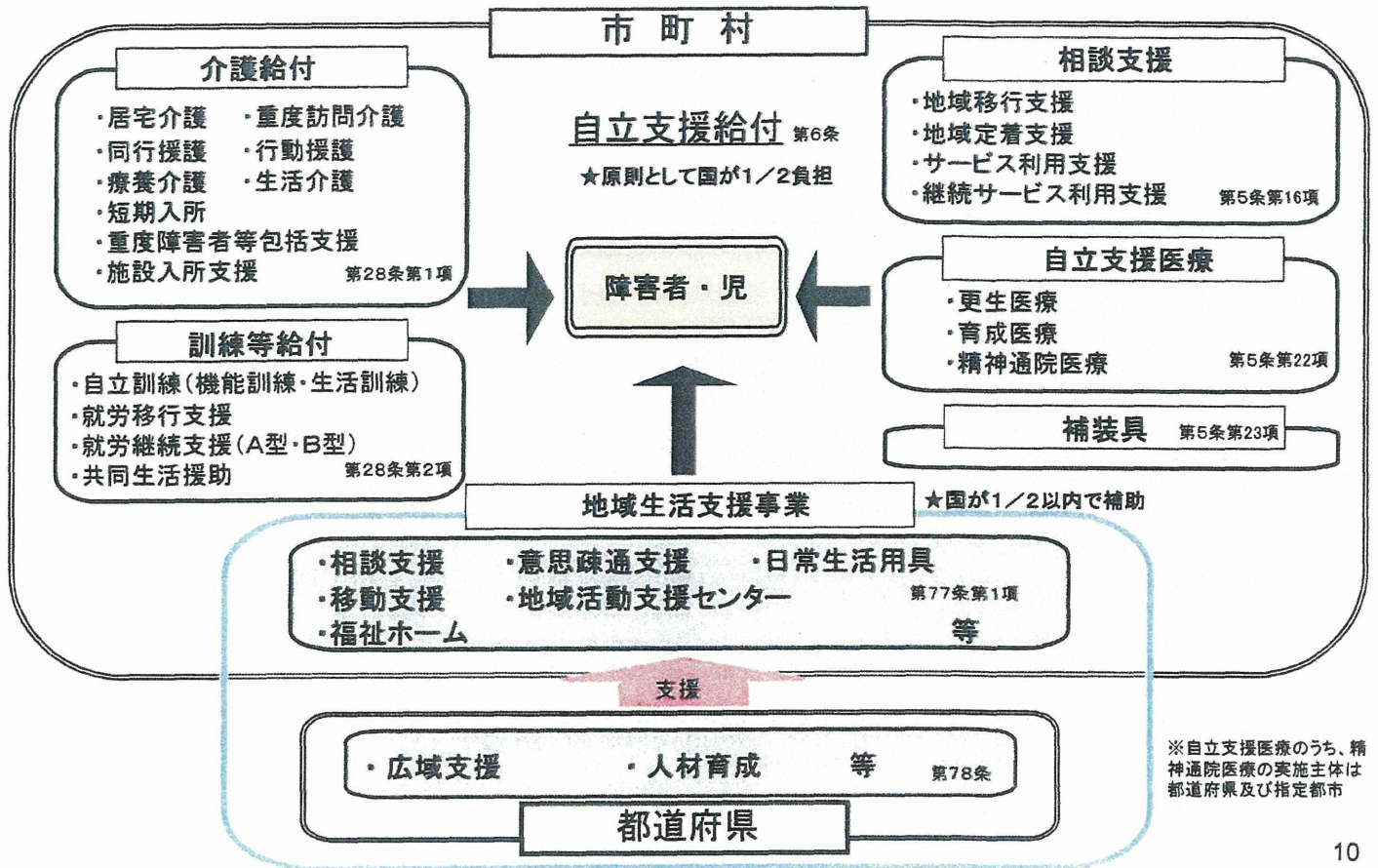
※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 障害者総合支援法の給付・事業



10

## 障害福祉サービス等の体系1

サービス名		利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span>	155,787	18,719
	重度訪問介護 <span style="color:red">●</span>	9,980	6,629
	同行援護 <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span>	22,512	5,736
	行動援護 <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span>	8,519	1,439
	重度障害者等包括支援 <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span>	29	9
日中活動系	短期入所(ショートステイ) <span style="color:red">●</span> <span style="color:red">●</span>	43,119	3,977
	療養介護 <span style="color:red">●</span>	19,457	241
	生活介護 <span style="color:red">●</span>	260,169	8,801
施設系	施設入所支援 <span style="color:red">●</span>	132,296	2,626
	共同生活援助(グループホーム) <span style="color:red">●</span>	96,012	6,637
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) <span style="color:red">●</span>	2,435	187
	自立訓練(生活訓練) <span style="color:red">●</span>	12,254	1,184
	就労移行支援 <span style="color:red">●</span>	29,626	2,985
	就労継続支援(A型=雇用型) <span style="color:red">●</span>	47,733	2,668
	就労継続支援(B型) <span style="color:red">●</span>	196,019	9,223

(注)1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。  
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成27年3月現在の国保連データ。

## 障害福祉サービス等の体系2

	サービス名	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 <span style="float:right">児</span>	75,011	3,198
	医療型児童発達支援 <span style="float:right">児</span>	2,623	101
	放課後等デイサービス <span style="float:right">児</span>	94,878	5,815
	保育所等訪問支援 <span style="float:right">児</span>	1,670	312
障害児入所系	福祉型障害児入所施設 <span style="float:right">児</span>	1,844	192
	医療型障害児入所施設 <span style="float:right">児</span>	2,148	186
相談支援系	計画相談支援 <span style="float:right">者 児</span>	117,411	5,995
	障害児相談支援 <span style="float:right">児</span>	26,739	2,513
	地域移行支援 <span style="float:right">者</span>	500	278
	地域定着支援 <span style="float:right">者</span>	2,167	414
	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨		
	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】		
	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。		
	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。		
	その他の給付		

(注)1. 表中の「児」は「障害児」、「者」は「障害者」であり、利用できるサービスにマークを付している。  
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成27年3月現在の国保連データ。

12

## 障害保健福祉施策の現状(概要)

### ①障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。

### ②実利用者数の推移

平成25年12月から平成26年12月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で5.4%増加している。

### ③障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。  
障害児給付延べ利用者数、利用額において、児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

### ④障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

平成22年4月から、実質的な応能負担として低所得の利用者負担を無料化。  
障害福祉サービス利用者のうち、93.3%が無料でサービスを利用している。(H27. 3現在)  
給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.26%となっている。(H27. 3現在)

### ⑤施設等から地域への移行の推進

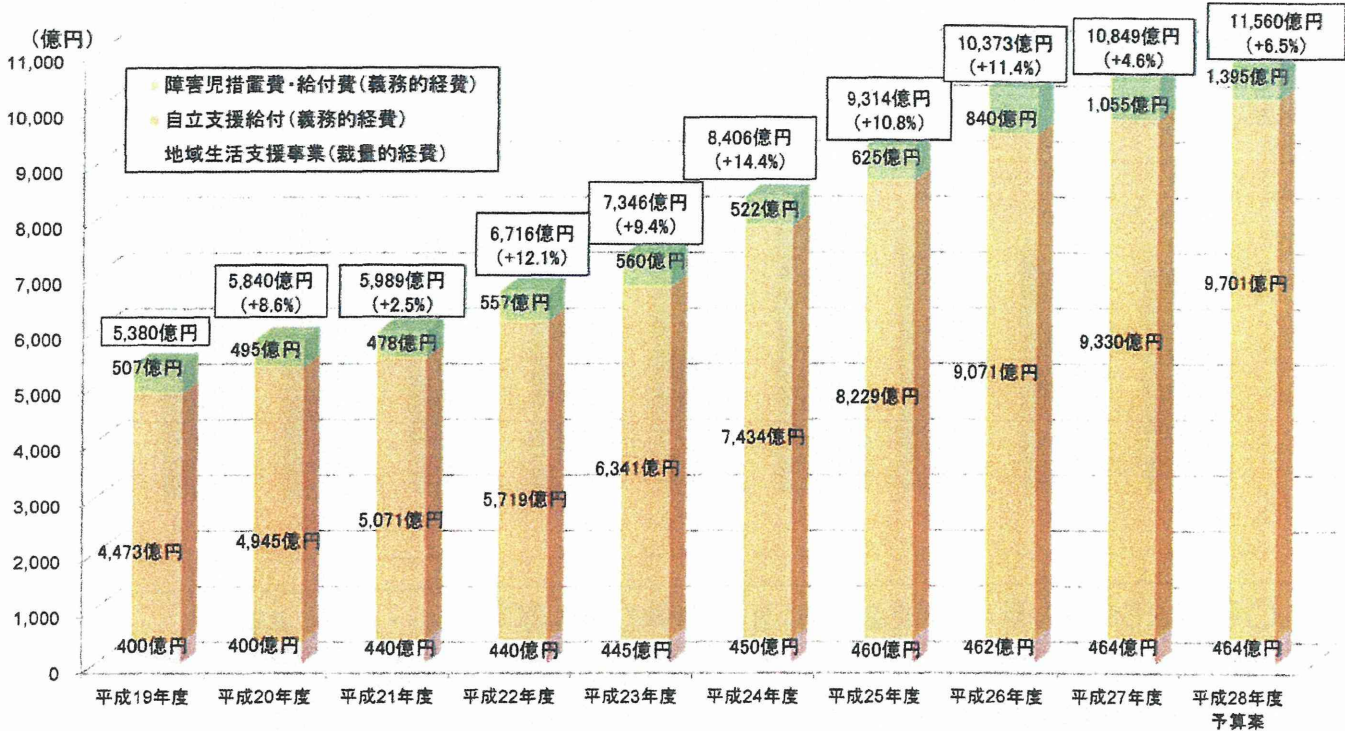
入所施設の利用者数は、障害者自立支援法施行時に比べ着実に減少している。  
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

### ⑥一般就労への移行の現状

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で7.8倍に増加している。

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1)平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

14

## 平成28年度障害保健福祉部予算(案)

◆予算額 (27年度予算額) (28年度予算案)  
1兆5,495億円 → 1兆6,375億円(対前年度+880億円、+5.7%) (うち復興特会) 30億円

◆障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)  
(27年度予算額) (28年度予算案)  
1兆849億円 → 1兆1,560億円(対前年度+710億円、+6.5%)

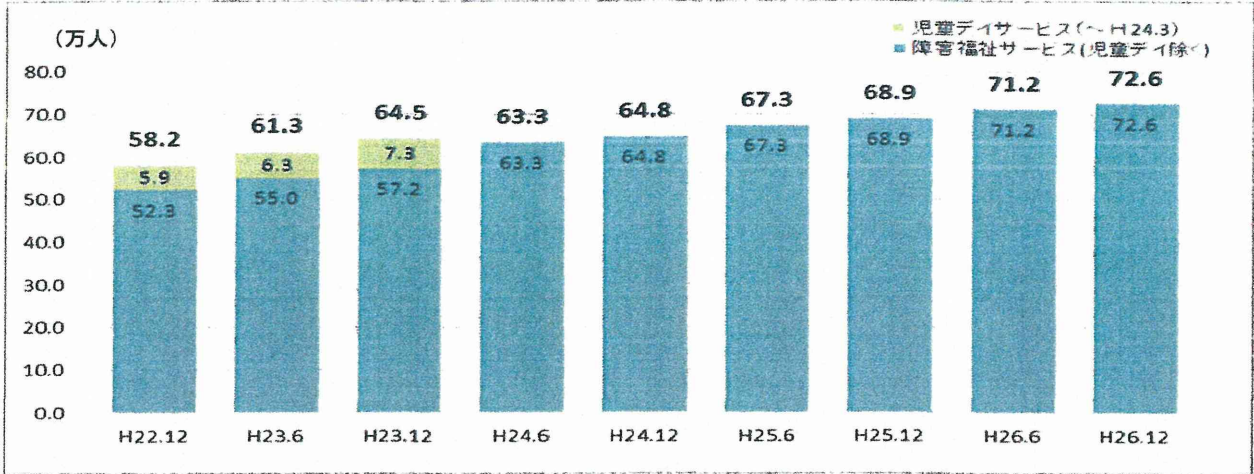
### 【主な施策】

施策	(対前年度増▲減額)
■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進	
① 良質な障害福祉サービス等の確保	9,701億円(+371億円)
② 地域における障害児支援の推進	1,458億円(+338億円)
③ 地域生活支援事業の着実な実施	464億円(±0億円)
④ 障害者への就労支援の推進	10.9億円(±0億円)等
うち農福連携	1.1億円
■ 障害者の社会参加の推進	
① 障害者自立支援機器の開発の促進	1.6億円(+0.6億円)
② 芸術文化活動の支援の推進	1.5億円(+0.2億円)等
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	
○ かかりつけ医等の発達障害者への対応力向上の推進	0.4億円等
■ 障害福祉サービスの提供体制の整備(施設整備費)	70億円(+44億円)
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	
○ 精神科救急医療体制の整備	14億円(+0.8億円)等
※ 補正予算(案)60億円	
■ 自殺対策等の推進	
○ 地域自殺対策推進センター(仮称)の設置	1.6億円(+1億円)等
■ 薬物などの依存症対策の推進	
○ 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進	0.6億円(±0億円)等
■ 東日本大震災からの復興への支援	30億円



### 3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成25年12月から平成26年12月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で5.4%増加している。一方、精神障害者の利用者数は12.8%の増加となっている。



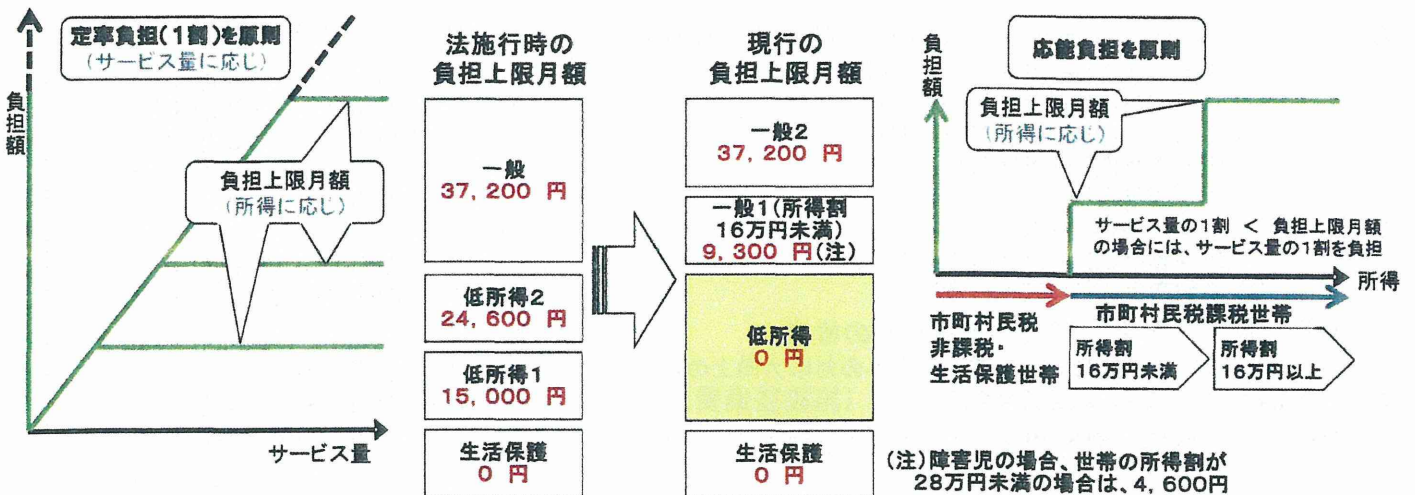
○平成25年12月→平成26年12月の伸び率(年率)..... 5.4%

このうち		(26年12月の利用者数)	
身体障害者の伸び率.....	3.5%	身体障害者.....	20.5万人
知的障害者の伸び率.....	3.9%	知的障害者.....	34.5万人
精神障害者の伸び率.....	12.8%	精神障害者.....	15.9万人
		難病等対象者...	0.1万人
			(1,162人)

16

### 障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮(居宅・通所サービスの場合)

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

17

## 利用者負担額等のデータ(障害者総合支援法に基づく介護給付費等)

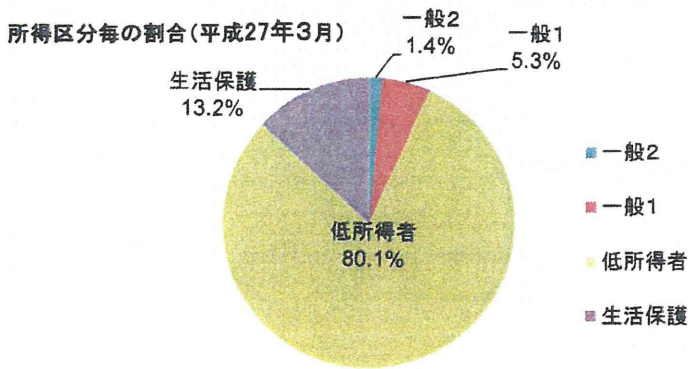
- 障害福祉サービス利用者のうち、**93.3%**が無料でサービスを利用している。(H22.3 11.0% → H27.3 93.3%)  
※市町村民税非課税世帯(低所得者、生活保護)は、利用者負担が無料。
- 総費用額に対する利用者負担額の割合は、**0.26%**となっている。(H22.3 1.90% → H27.3 0.26%)

### ○障害福祉サービス

所得区分	平成27年3月				
	利用者数(実数)(万人)	所得区分毎の割合	総費用額(億円)	利用者負担額(億円)	負担率
一般2	1.0	1.4%	15.9	1.3	8.18%
一般1	3.9	5.3%	45.3	2.0	4.42%
低所得者	58.9	80.1%	1,272.1	—	—
生活保護	9.7	13.2%	135.7	—	—
計(平均)	73.6	100.0%	1,269.1	3.3	0.26%

(参考)

平成22年3月の負担率	
8.69%	一般2
5.67%	一般1
2.29%	低所得2
0.70%	低所得1
—	生活保護
1.90%	計(平均)



(内訳)  
 入所 : 15.2 万人  
 G H 等 : 10.0 万人  
 居室 : 18.0 万人  
 通所 : 30.5 万人

※平成24年3月時点では、  
 ①無料でサービスを利用している者の割合は84.8%、  
 ②給付費に対する利用者負担額の割合は0.40%、  
 であったが、平成24年4月からの制度改正で、障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法の障害児通所支援へ移行したこと等により、障害者自立支援法に係る利用者負担額の割合が減少している。

18

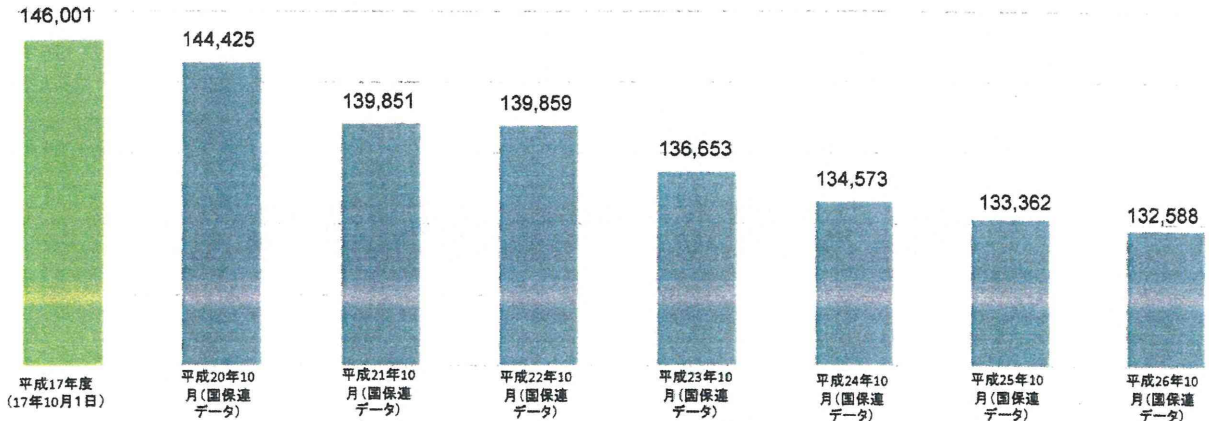
## 施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。  
 ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

### ○施設入所者数の推移

出典: 国保連データ速報値等

入所者数(人)



### ○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典: 国保連データ速報値等

